

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果に関し、市長において必要な事項の調査を行うため、名古屋市いじめ問題再調査委員会条例を制定する必要がある、この条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和4年11月22日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

記

1 制定理由・内容

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の求めに応じて調査を行うため、市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）を設置することとなりました。

再調査委員会の所掌事務、組織及び運営について、必要な事項を条例により規定するものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 条例案

別紙のとおり

（総務部総務課）

(案)

令和 4年第 号議案

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第 1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2条 委員会は、市長の求めに応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第 2項の規定に基づき、同法第28条第 1項の規定による調査の結果について調査する。

(組織)

第 3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前 2項の規定にかかわらず、委員が公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合は、市長は当該委員を解嘱することができる。

(臨時委員)

第 5条 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査が終了したときに解嘱されるものとする。

3 前条第 4項の規定は、臨時委員について準用する。

(委員長)

第 6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査員)

第 7条 委員（その調査事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の職務の遂行を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。

2 第 5条の規定は、調査員について準用する。

(会議)

第 8条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若

しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第10条 委員会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

2 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ委員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 第6条第2項及び第3項並びに第8条の規定は、部会について準用する。

この場合において、第6条第2項及び第3項並びに第8条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、子ども青少年局において行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

64	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級
----	------------	-------------	----

」

を
「

64	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
64の 2	いじめ問題再調査委員会			
	委員長	日額 17,600円	8級	
	委員、臨時委員及び調査員	日額 15,300円	8級	

」

に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、いじめ防止対策推進法第28条第 1項の規定による調査の結果に関し、必要な事項を調査させるため、名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置する必要があるによる。